

消防力の基準について

1 意義

- (1) 消防力の基準は、市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務並びに人命の救助等を確実に遂行し、当該市町村の区域において消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について定めるもの。
- (2) 消防力について、国が全国的に適用される共通の基準を示すことで、消防力の一定程度の水準の維持に加え、市町村消防の原則の下に住民に対して直接責任を持つ市町村を支援するもの。
- (3) 市町村は、消防力の基準に基づく数値をもとに、地域の実情を加味して自ら消防施設や人員についての基準数値を決定し、計画的に整備を推進する。

2 法的性質

消防組織法第20条の「消防庁長官は、必要に応じ、消防に関する事項について都道府県又は市町村に対して助言を与え、勧告し、又は指導を行うことができる。」という規定に基づいて、消防庁告示という形式で制定されたもの。したがって、法的な意味で強制力を持つものではない。

3 内容

- (1) 配置指針が示されている主な消防施設
 - ・消防署所(消防署又はその出張所)
 - ・消防ポンプ自動車
 - ・はしご自動車
 - ・化学消防車
 - ・救助工作車
 - ・救急自動車
- (2) 配置指針が示されている主な人員
 - ・消防隊員、救助隊員及び救急隊員
 - ・予防要員
 - ・消防団員